

平成 26 年 第 3 回 東彼杵町議会臨時会会議録

平成 26 年第 3 回東彼杵町議会臨時会は、平成 26 年 11 月 27 日本町役場議場に召集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 構 浩光 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長
会 計 課 長 峯 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有浦 幸治 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 56 号 東彼杵町議会議員の定数の削減に関する住民投票条例の制定について

日程第 4 議案第 57 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 5 号))

開 会（午前 10 時 05 分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。只今の出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 26 年第 3 回東彼杵町議会臨時会を開会します。

会議を始めます前に、お知らせを致します。税務課長が入院治療のため欠席の申し出があり、許可をしております。

それではこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（森敏則君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定によって、8 番議員、樋口庄次郎君。9 番議員、岡田伊一郎君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（森敏則君）

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3 議案第 56 号 東彼杵町議会議員の定数の削減に関する住民投票条例の制定について

○議長（森敏則君）

次に日程第 3、議案第 56 号、東彼杵町議会議員の定数の削減に関する住民投票条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。議案第 56 号、東彼杵町議会議員の定数の削減に関する住民投票条例の制定について。

地方自治法第 74 条第 1 項の規定による条例制定の請求を受理致しましたので、同条第 3 項の規定により、意見を付けて議会に付議を致します。

提案の理由と致しましては、地方自治法の直接請求制度に基づく東彼杵町議会議員の定数の削減に関する住民投票条例制定の請求について、平成 26 年 11 月 14 日付で請求代表者から請求があり、同日付でこれを受理したため、同法の規定に基づき、意見を付けて当該請求に添えられた条例案を

議会に付議するものでございます。

その意見につきまして、説明を致します。お手元に意見書を添付していると思いますので、ご覧いただければと思います。

意見書。地方自治法第 74 条第 1 項の規定に基づき、議会議員定数を 11 人から 10 人に削減することについて、住民の意思を確認するための東彼杵町議会議員の定数の削減に関する住民投票条例を制定するよう求める直接請求がありましたので、同条第 3 項の規定により、以下のとおり意見を申し述べます。

本町議会議員の定数につきましては、平成 14 年までの 18 人を平成 15 年 5 月に 16 人、平成 19 年 5 月からは現在の 12 人へと、議会改革の取り組みの中で議会自らの判断により削減されてまいりました。

先の平成 26 年 8 月 8 日に直接請求がございました東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部改正については、8 月 18 日の第 2 回議会臨時会で、議員定数を 12 人から 10 人にする改正案を提出しましたが、議員定数問題特別委員会が議会に設置された慎重審議されたものの、9 月 10 日の第 3 回議会定例会で否決されました。なお、同日に議員発議された議員定数を 12 人から 11 人にする改正案は特別委員会での慎重審議により、9 月 24 日の定例会で可決をされ、次の一般選挙から適用されることとなりました。

しかしながら、先に議員定数を 12 人から 10 人にするよう改正を求めた町民の方々は、その結果に納得できない、民意が反映されていないとし、今回再び住民投票に委ねるしかないとして直接請求されたものです。

住民投票は、首長と議会による二代表制を基本とする地方自治制度にあって、これを補完する制度として地方自治法に規定があるものでございます。

本条例に基づく住民投票の結果によって、首長や議会の権限が制約されるものではなく、提案条例第 14 条のとおり住民投票の結果を尊重しなければならないとしています。

私は、住民が権利として有している直接請求については、これまでの経緯を含め尊重することが町長としての責務であると認識を致しております。住民が直接意思表示を行うことができる制度である以上、請求の持つ意義の重さを真摯に受け止め、本条例の制定により住民の意思を確認すべきものと判断を致しました。

従いまして、本直接請求による住民投票条例の制定につきましては、慎重にご審議のうえ、町議会の適切なるご判断をお願いしたいものと考えております。

平成 26 年 11 月 27 日。東彼杵町長渡邊悟でございます。

詳細につきましては総務課長より説明をさせます。慎重審議のうえ適切なご決定を賜りますようよろしくお願い致します。総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

本日の住民投票条例を提案致しますまでの経過を簡単にご説明申し上げます。まず、時系列で申し上げますけれども、今回の住民投票条例の署名、直接請求の署名運動から始まりました。まず、10 月 10 日に条例制定の請求代表者証明書の交付を代表に行っております。その後 10 月 14 日に請

求代表者証明書の交付、或いは請求書の用紙の公表を役場の方で告示をしております。同日、10月14日から署名収集を開始されました。今回の署名の効力としましては、有権者の50分の1、144人以上の署名が必要でありましたけれども、14日から約2週間、15日掛かりまして10月29日に署名簿の提出がっております。その時の署名の総数は730名でございます。730名でした。なので有効という事で判断致しまして、その後10月29日以降、選挙管理委員会で署名の効力を判定する委員会をもちまして、その審査が終わりました。その後11月14日、請求代表者へ署名簿を送付しております。その時の有効署名者数は711名、730名から19人無効がありましたので、711名を有効と認め代表者に返しました。それと同日に、11月14日、条例制定の本請求を町長に代表から行われまして、本日議会に付議するものでございます。

条例の内容につきましては、住民投票条例の制定でございます。これにつきましては、請求代表者から提出されました条例そのものを、そっくりそのまま掲載をしております。特に今回の住民投票におきましては、賛成か反対かいずれかに丸をするという投票の内容になっております。投票用紙の内容につきましては、別記様式のところで掲げておるとおりでございます。こういう住民投票条例の代表から提出されました条例案を、町長の意見書を付けて提出したところでございます。以上、よろしくお願いします。

○議長（森敏則君）

それではこれより質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

町長の意見書について若干お尋ねしたいと思いますけれども、この末尾の方ですけれども、住民投票は、首長と議会による二代表制を基本とする地方自治制度にあって、これを補完する制度として地方自治法に規定があるものです。それと色々書いてありまして、住民投票の結果を尊重しなければならないとしています。そして最後の方に町長としての、この経緯を含め尊重することが町長としての責務であると認識しています。それで最後に、請求の持つ意義の重さを真摯に受け止め、本条例の制定により住民の意思を確認すべきものと判断します。と述べられています。私も判断されて良いであろうと、個人的には思っております。最後はどうなるか、私は分かりませんが。そこで、若干お尋ねしたい事は、地方自治の根幹、これは議会制民主主義で成り立っていますよね。これは当然ご存知ですけれども。ここにも書いてありますが、慎重審議されたものの、9月10日の第3回議会定例会で否決された。と、これは否決されたものではなくて、まずこれは審議された結果でしょう、これは。それはどうでも良いのですけど。ですから、議会決議が最終決定機関でありますから、そこで慎重審議された結果、折衷案として11名というのが決定されたという事です。ですから、これはこれで良いとしまして、ただ私の、議会サイドから言えば、この一行に、何処かに議会議決の重みも尊重すべきという風な、私は言葉というか、文言が一言欲しかったなと思うのですが、如何ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのとおりです。議会は最高議決機関でございますので、当然そういう言葉が裏の方にはあるの

ですけど、表現できなかったのは不味いなと思っております。

○議長（森敏則君）

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

ちょっと法的な事になりますけれども、地方自治というものは地方自治法が最高規範ですよ。それを法律で認めたのが地方自治法なので、最高規範と受け止めています。ですから、この法律が認めたものを覆すような行為といいますか、ような自治体憲法、所謂条例ですよ。こういったものを、私ちょっと色々調べてきたのですが、そういった事例というのは、まずこれまで無かったのですよ。つまりどういう事かと言いますと、議会制民主主義において、地方において、最終決定機関である議会決議が最優先されるべきという風な事が書いてあったので、ちょっと私も色々調べてきたのです。住民投票に関する様々な文献等を調べて参ったのですが、東京大学の地方自治の法と仕組みだとか、或いは高崎経済大の行政案件についての選択という事とか、或いは様々な文献を調べてきたのですが、そういった中で住民投票に対する疑問を呈する文献、実は非常に多かった、本が。ですから、それは専門的な事を言っても、住民の皆さん方はなかなか理解できないと思いますから、それはそれで確認をしても良いですけど、法的な部分でいけば、かなりおかしいなという事が。私も全国の事案等を調べてきたのです。それで、住民投票の事例、実は全国のを調べてきました。それで、市町村合併に関わるものを除いての住民投票の事例。これは平成 24 年現在のデータですが、全国で多分 17 件位あったと思うのです、私が調べた範囲ですから。それで、その住民投票の内容といいますのは、例えば原発の設置に対する事とか、或いはダムだとか公共施設、所謂箱物に対する、設置に対する賛成、反対の住民投票というのが実は多かったのです。それでこういった地方自治の根幹に関わる部分の住民請求というのは、実は 1 件も無かったのですよ。それで、結局これはどういう事かと言いますと、町の権限に属さないものは住民投票の対象にならないという事が実は専門書に書いてあった訳です。ですから、こういった事に対しての町長の見解、所謂基本的な住民投票の条例制定、住民から請求があった条例制定についての見解がございましたら、いいですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず、地方自治法が最高機関とか言われますけど、まず最高は憲法だと思っておりますので、憲法があって地方自治法ですので、憲法に基づいて地方自治法ができている訳でございますけど、全国のデータがあるとかが無いとかではなくて、私は東彼杵町がどうあるべきかという事が一番問題かと思えます。それは他の市町村がどうあっても東彼杵町の状況が違ふ訳ですから、それなりに住民に意識があれば、当然すべきであると思えます。ですから、所謂間接民主主義の中での補完機関としては住民投票がある訳ですから、町長が上げても、議員発議であっても全て条例改正をするためには住民の請求によつての条例というのは、3 通りある訳ですから。最終的に全ては、議決機関は議会ですので。それは最高議決機関ですので、議会を重く受けなければなりませんけれども、今回もその方法として住民の皆さんが選択をされた訳ですから。それは当然重く受けて、他町に事例があっても無くても、東彼杵町がどうかという事で考えていけば、全く私は問題無いかと思ってい

ます。

○議長（森敏則君）

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

私そういう事を言っている訳ではないのです。うちうちの町で良いのです。だからそれは確認をして、それは個人的な意見ですからそれはそれで良いと言っているのです。そうではなくて制度についての、例えば最高規範が云々と言われましたけど、これは上位法である法律が地方自治法というものを認めている訳ですから、これはこれが最高規範になる訳です。ですから、そこら辺についての見解です。それはそれで良いのです。それを言っているのです。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

条例改正をする場合は、先程言いましたとおり 3 通りある訳です。ですから 3 通りある中で、一番、我々二元代表制というのは、まず住民が基礎ですから。住民の意見を聞いて、議員さんが聞いて、そして町長も住民の意見を聞いて、そしてそれを議会にかける訳ですから。それで行けば全く問題ないでしょう。ですから正にその方法は選択的には問題ないかと思っています。考え方は色々文献等調べると論はあります。ありますけれども、直接この小さな町でも住民の方が一生懸命そういう事をやりたいという事で来られれば、当然それはそれでしょう。特にあまり理論的な事は分かりませんが、そういう事で考えております。

○議長（森敏則君）

他に質疑ありませんか。9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

町長にお尋ね致しますが、この第 12 条で投票及び開票のところで、投票率の条件を設けられなかったのも、町長の考えとして、例え何%であろうとも住民投票の結果は開票をすると、公表をするという意思の表れで確認してよろしいのでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは所謂住民投票条例の直接請求できた、原文をそのまま上げていますので、そういう間違いがあつて、法的に抵触すると修正しますが、全く問題が無ければ、住民の意向がこういう考えですから、そのまま上げさせて頂いておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

町長にお尋ねしているのは、例え投票率が 30 であろうと、40 であろうと 50 であろうと、全部投票をした結果は開票をするという事を尊重されるという事で条例を上げられているのですね。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

投票ですので、常にそういう、何であろうと公表するという事で考えております。

○議長（森敏則君）

他に。6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

今回、町長自らこういった条例を定められて、本当にご苦労様でございました。

本来ならば2,800名以上の署名があつて、それを常識ある議会だったら、こういう住民投票条例、住民投票をしなくても済むような状況だったのですが、敢えて議会が否決したために、こういう事に至ったと思うのです。そこで、この条例を見ますと一番大事なところは第3条、住民投票は町長が執行するものとする。また第14条、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。私はこの部分が一番肝心な点ではないかと思ひますけど。

そこで町長にお尋ねします。もし、住民投票の結果が尊重されなかった場合、すなわち、住民投票の結果に逆らうような議会議決が出たとした場合は、町長はどのような判断をされますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは、その結果に従います。議会に議決に従っていかなければならないと思ひております。先程も仰いましたように最高議決機関でございますので。

○議長（森敏則君）

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

私は、この3条に書いてありますように、この住民投票は町長が執行するのですよね。住民投票は町長が。そして、もし議会が、その住民投票の結果、削減すべきというような投票が出るのを求めて、町長この条例を多分出されると思うのです。もしその時に、もしその時に議会が、議会が反対されなかったら、私はこの町長が執行する住民投票ですから、私はその時には議会解散を決める位の腹を持って、この条例を出されるべきではないかと思ひますけど。そこら辺の町長の決意といひますか、その辺をちょっと聞きたいと思ひます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだそこまでは私も検討しておりませんので、この場ではどうだという判断は控えさせていただきたいと思ひます。しっかりその辺は、その時点の中で住民の皆さん辺りのご意見等も聞きながら検討して参りたいと思ひます。

○議長（森敏則君）

他に。3 番議員、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

先程、この住民投票条例案が請求者の方からの案を、そっくりそのままされたという事でございましたけれども、何ら一言一句たりとも執行部の方からアドバイスとかされなかったのか。これは

これで、そういった住民の方々の、請求者の方々の要望に基づいた条例案だろうと思っておりますが、そこを先ずお尋ねを致したいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは当然、議会にかける訳ですから、そういう条例の不備等があれば、当然幾らかは担当の方からもアドバイス辺りはしながらやっていると思います。総務課長に若干説明をさせます。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

請求代表者から頂いた条例の原文をそのままという事です。提案をさせて頂きました。中身については、何ら法的におかしいところ等ございませんでしたので、代表者の条例を本日そのまま提出したところでございます。もし、大きな間違いとかあったら、助言等あるかも知れませんが、今回は無かったという事で至っております。よろしくお願いします。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております議案第 56 号は、議長を除く 10 人の委員で構成する住民投票条例制定特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の審査とすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、本案につきましては、議長を除く 10 人の委員で構成する住民投票条例制定特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで名簿配布のために暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 10 時 31 分）

再 開（午前 10 時 32 分）

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

只今設置されました住民投票条例制定特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って住民投票条例制定特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この後休憩を致しますので、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をして頂きます。

暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 10 時 32 分）

再 開（午前 10 時 38 分）

○議長（森敏則君）

それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

只今委員長、副委員長が選出をされましたので発表を致します。住民投票条例制定特別委員会の委員長に橋村孝彦君、副委員長に後城一雄君に決定を致しました。

日程第 4 議案第 57 号 専決処分の承認を求めることについて
（平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号））

○議長（森敏則君）

それでは次に日程第 4、議案第 57 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 57 号でございます。専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）でございます。

歳入歳出予算補正。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,500 千円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,744,794 千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、平成 26 年 11 月 21 日に衆議院の解散に伴いましての投票事務等に着手をしなければならないという事で、暇がございませんので、これから 12 月 2 日に公示予定で 14 日に投開票の第 47 回衆議院議員総選挙費及び第 23 回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を計上致しております。

詳細につきましては財政管財課長から説明をさせます。よろしく申し上げます。

財政管財課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

6 ページをお願い致します。3、歳出。2 款 4 項 4 目、衆議院議員総選挙費でございます。選挙準

備事務費等の執行に必要な経費と致しまして、人件費に選挙管理委員、投票立会人等の報酬と致しまして 865 千円。職員の時間外勤務手当等と致しまして 3,393 千円。物件費が投票準備経費と致しまして賃金、旅費、需用費にそれぞれの所要の経費の他、12 節に投票入場券等の通信運搬費等と致しまして 775 千円。13 節にポスター掲示板の設営撤去費と致しまして 450 千円。それから 14 節に投票箱送致、投票場借上他、ポスター掲示板賃借料と致しまして 413 千円。18 節に投票記載台、投票箱購入費と致しまして 195 千円で、総額 7,500 千円の補正額でございます。

5 ページをお願い致します。2、歳入。16 款 3 項 1 目、総務費県委託金。4 節に衆議院議員総選挙費委託金と致しまして 7,500 千円の補正額でございます。

なお、第 1 表以下は積上げでございますので説明を省略致します。以上でございます。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第 57 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 57 号は委員会付託を省略する事に決定しました。

これより討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 57 号を採決致します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第 57 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号））は、原案のとおり承認することに決定致しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成 26 年第 3 回東彼杵町議会臨時会を閉会致します。お疲れ様でした。

閉 会（午前 10 時 44 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 森 敏則

署名議員 岡田 伊一郎

署名議員 樋口 庄次郎